

令和5年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
6	R5. 4. 6	R5. 4. 20	東京都文書管理規則第二章十四条2の三のイにより、令和2年、令和3年度の期間における男女共同参画課において記録された・一般社団法人〇〇・特定非営利活動法人〇〇・特定非営利活動法人〇〇・一般社団法人〇〇4団体の文書授受簿の一切				1												東京都文書管理規則第二章十四条2の三のイについては、男女平等参画課で文書授受簿に記載することを定めた規定ではないため、開示請求に係る当該公文書は存在しない。	生活文化スポーツ局 都民生活部男女平等参画課
7	R5. 4. 19	R5. 4. 26	令和3年度私立幼稚園特別支援教育事業費補助金 額確定一覧 令和2年度私立幼稚園特別支援教育事業費補助金 額確定一覧 令和元年度私立幼稚園特別支援教育事業費補助金 額確定一覧 平成30年度私立幼稚園特別支援教育事業費補助金 額確定一覧 平成29年度私立幼稚園特別支援教育事業費補助金 額確定一覧	18	1														生活文化スポーツ局 私学部私学振興課	
8	R5. 4. 13	R5. 4. 26	〇年〇月〇日、当時都内〇〇に在学していた〇〇〇〇さん（〇年）が自宅で自死した事案について、学校側が設置した、第三者委員会が作成した調査報告書				1		1									【東京都情報公開条例第10条】 当該開示請求に係る公文書については、以下の理由により、第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで不開示とする。 請求内容は特定の個人を識別できるものであり、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる」情報を公にすることになるため	生活文化スポーツ局 私学部私学行政課	

令和5年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
9	R5. 4. 24	R5. 4. 27	特定非営利活動法人〇〇〇〇の平成17年度から平成23年度事業報告書類	57	1						1	1	1							【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 法人に関する情報で、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化スポーツ局 都民生活部 都民生活部管理法人課
10	R5. 3. 1	R5. 4. 28	令和4年度区市における公衆浴場関係施策の概要	29	1																生活文化スポーツ局消費生活部生活安全課
11	R5. 3. 1	R5. 4. 28	令和3年度東京都公衆浴場対策基礎資料	35	1							1			1					【東京都情報公開条例第7条第3号】 特定の銭湯の1日当たりの平均入浴人員及び延べ利用者数であり、入浴料金収入が明らかになることから、当該浴場の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 各浴場の入浴料金収入が相当程度具体的に推測されることとなり、各浴場の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 【東京都情報公開条例第7条第6号】 当該非開示部分が開示された場合、当該浴場の事業運営上の地位が損なわれるため、当該浴場の東京都に対する信頼が損なわれ、今後東京都公衆浴場基礎資料作成のための情報収集への協力が得られなくなるにより、事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 当該非開示部分が開示された場合、各浴場の事業運営上の地位が損なわれるため、各浴場の東京都に対する信頼が損なわれ、今後東京都公衆浴場基礎資料作成のための情報収集への協力が得られなくなるにより、事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化スポーツ局消費生活部生活安全課